

理 由 書

本理由書は、東松山都市計画防火地域及び準防火地域（東松山市：諏訪下地区）の変更についての理由を示したものです。

I．東松山都市計画区域における位置等

東松山都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しています。また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

[東松山市諏訪下地区]

本地区は、東松山市の東部に位置し、東武東上線東松山駅の北東約1.5km、関越自動車道東松山インターチェンジの北東約3.1kmに位置する区域です。

II．変更理由

[東松山市諏訪下地区]

本地区は工業・流通系施設の適切な立地誘導を図り、周辺環境に配慮した産業団地を形成するため、区域区分や用途地域等を変更するとともに、地区内の建築物の不燃化を促進し、火災の危険性の防除を図るため、準防火地域を指定するものです。

III．変更内容

現在、本地区は防火地域及び準防火地域の指定はありません。

[東松山市諏訪下地区]

新		旧	
種類	面積	種類	面積
準防火地域	約5.1ha	—	約5.1ha

IV．関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①区域区分（埼玉県決定）
- ②用途地域（東松山市決定）
- ③地区計画（東松山市決定）
- ④土地区画整理事業（東松山市決定）